

應安三年九月十八日

(中御門宮方) 左 中 辨 在判

謹上 北野別當僧正御房

(貞治四年七月三十日の條参照)

建徳二年

辛亥

紀元二〇三一

應安四年

京都

三月廿五日。後圓融院、範惠に、山城新熊野社領鳳至郡櫛比御厨參分一の下地を安堵せしめ給ふ。

【新熊野神社文書】 山城

五六〇

新熊野社領能登國櫛比御厨參分壹下地、知行不可有相違之由、可令下知範惠給者、依天氣上啓如件。

應安四年三月廿五日

(廣橋仲光) 左 少 辨 在判

謹上 覺王院僧正御房

四月廿五日。幕府、吉見右馬頭入道の注進に依り、能登の士得江季員の去々年北國に於ける軍功を賞す。

【得江文書】

五六一

去々年於北國致忠節之由、吉見右馬頭入道所注申也。

尤神妙、可抽戰功之狀、依仰執達如件。

應安四年卯月廿五日

(細川頼之) 武藏 守 在判

(季良) 得江八郎次郎殿

八月廿八日 能登守護吉見氏頼、得江季員の軍忠に對して幕府に恩賞を請ふ。

【得江文書】

五六二

得江八郎次郎季員申恩賞事、可有申御沙汰候哉。屬當手、多年致軍忠之仁候。若偽申候者、八幡大菩薩御罰可罷蒙候。以此旨可有御披露候。恐惶謹言。

應安四年八月廿八日

(吉見氏頼) 沙彌道源 在判

進上 御奉行所

九月。大源宗眞、鹿島郡永光寺の置錢注文を作る。

【永光寺文書】 鹿島郡

五六三

龍淵庵主至勤大姊并妙湛大姊、慧一大姊、沙彌了悟、將名

字可入布薩回向新足事。

本錢貳拾貫文

此ノ内方々下行

三 貫 文

爲浴室修理浴主方ニ下行

五貫文外ニ

諸堂上葺ノクレ

四貫四百八十七文

東司後架修理僧堂衆寮ノ疊以下ノ雜事ニ鑑寺方ニ下行

三貫三百五十六文

又監寺方ニ番匠ノ作新以下ノ雜事ニ鑑寺方ニ下行

三貫五百七十文

文中ノ後架修理并疊以下ノ雜事ニ下行

以上貳拾貫文

應安四年九月 日

住持 宗 眞 在判

(大源宗眞の示寂は、諸嶽山總持禪寺記錄・本朝高僧傳に應安四年十一月二十日とし、日本洞上諸祖傳・日本洞上聯燈錄に應安三年十一月二十日とす。今この文書に依りて前者の正しきを知るべし。)

十月廿六日。尼祖一、鳳至郡總持寺塔頭大雄庵

に、羽咋郡湊保北方の田地を寄進す。

【總持寺文書】 鳳至郡

五六四

きまんとしたてまつる、のとのくにみなとのほうきた方の内まつさきだの事

合四段貳者

つぼづけは本もんじよに  
いさい見えたり

右くだんのでん地は、峨山和尚の御手より、そ一にゑいたいをかぎりてゆづり給候。然にいま又祖一ごしやうぼだいのために、大木(大雄庵)うあんへほんもんじよをあひそめて、ながくきしん申候ところなり。しかるにそ一がでしはん(法隆寺)けん(法隆寺)のなかに、いらんわづらいをふすともがら候はゞ、そ一があとのたをもつべからず候。よてのちのためにきしんじやうくだんのごとし。

をうあん四年かのの 十月廿六日

比丘尼祖一

十月。能登の士得田章房、伊勢に於ける軍忠を具申して吉見兵部大輔の證判を求む。

【得田文書】

五六五